

リニューアル

# 住宅取得支援制度



人口減少の抑制を目的に、平成26年から開始した住宅取得支援制度は、申請期限が令和2年3月31日まで（新築は令和元年12月31日までの定住が条件）です。

来年度以降も住宅取得を奨励するため、助成内容を見直し、申請期限を令和5年3月31日に延長します。

なお、新しい制度での申請は令和2年4月1日から受け付けます。

## 助成内容

住宅の種類	対象者	施工業者	助成金額
新築住宅	転入者	町内業者	180万円
		町外業者	150万円
	町内者	町内業者	150万円
		町外業者	130万円
中古住宅	転入者		80万円
	町内者		50万円

NEW

### 町内近居助成 20万円

町内に申請者(の配偶者)の親がいる場合、加算します。



### 子育て支援 商品券15万円

中学生以下のお子さん一人につき、ふれあい商品券を交付します。

※新築住宅は、表題登記を完了し、令和2年1月1日以降に定住(転入・転居)した方から適用となります。

## 助成の流れ

### 助成金の申請

新築：表題登記後3カ月以内の申請が必要です。  
 中古：定住(転入・転居)後3カ月以内の申請が必要です。  
 ※令和2年4月1日以降に申請を受け付けます。



### 助成金の交付決定(案内)



### 助成金の交付(ふれあい商品券の交付)

※令和2年1月1日～3月31日に定住される方は、お問い合わせください。



# 令和2年4月1日から 公共施設の利用料金が変わります

公共施設の利用料金は、平成17年4月に大きな見直しを行ってから14年が経過しています。この間、消費税率の8%への引き上げ、人件費や物価の上昇などで、施設の管理経費は増えています。また、10月には消費税率が10%へ引き上げられ、今の料金を維持することが難しくなってきました。

このため、令和2年4月1日から料金を変更することになりました。  
 消費税率の引き上げ以外にも施設の管理経費は増えていますので、それらも考慮して見直しを行いますが、基本的には消費税率引き上げ分相当の見直しとしています。ただし、料金を100円単位にするための調整をしていますので、消費税率引き上げ分と同額の引き上げにはなりません。また、回数券や定期券には1回あたりの単価を基に料金を算出しているものがあり、その場合は、1回あたりの単価の引き上げ率と同じ引き上げ率となります。

## ～新料金(町民の方が利用する場合)一部～

(単位:円)

施設 / 利用区分		現行	令和2年4月以降	差額
キャンプ村	6人用バンガロー	2,850	3,000	+150
	テントサイト	650	700	+50
※2 スポーツセンター	1回券	100	150	+50
	6カ月券	3,600	4,500	+900
※2 温水プール	1回券	400	500	+100
	シーズン券	6,000	6,000	0
※2 サンウッドパークゴルフ場	1日券	350	500	+150
	シーズン券	14,000	12,000	-2,000
スキー場	1回券	100	150	+50
	シーズン券	10,000	8,500	-1,500
改善センター	多目的ホール	1,400	1,500	+100
	2階和室	250	300	+50
ゆめりあ	多目的ホール	1,000	1,100	+100
	生甲斐ホール(土日祝)	3,300	3,500	+200
体力増進室	1回券	200	300	+100
	6カ月券	7,000 (プラス券9枚)	6,500 ※1	-500

※1 現行のプラス券9枚は廃止します。  
 ※2 指定管理者との協議により、金額が変わる場合があります。

## 体育施設の継続利用を推進します!

多くの施設の利用料金が値上げとなりますが、体育施設は、皆さんの健康増進を推進するため、回数券や定期券などをより利用しやすい料金とします。(一部料金を引き下げています)  
 新しい料金(町外利用者の料金含む)は、HPや各施設でご確認ください。